



2025年5月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 豊 和 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 権 藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問 合 せ 先 取 締 役 浜 野 法 生
総 合 企 画 部 長
(TEL 097-534-2611)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2025年5月23日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第107回定時株主総会に定款の一部変更に係る議案について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2024年7月31日にE種優先株式を全て消却したため、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い発行可能株式総数や条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月27日（予定）

以 上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条 (省略)</p>	<p>第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p>
<p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>4 千 2 百 4 十 万 株</u>とし、普通株式、B 種優先株式、D 種優先株式、<u>E 種優先株式</u>及び F 種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3 千 6 百万株、3 百万株、1 百 6 十 万 株、<u>8 十 万 株</u>及び 1 百万株とする。</p>	<p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>4 千 1 百 6 十 万 株</u>とし、普通株式、B 種優先株式、D 種優先株式及び F 種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3 千 6 百万株、3 百万株、1 百 6 十 万 株 及 び 1 百 万 株 と す る 。</p>
<p>第 7 条～第 12 条 (省略)</p>	<p>第 7 条～第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章の 2 優 先 株 式 第 12 条の 2～第 12 条の 3 (省略)</p>	<p>第 2 章の 2 優 先 株 式 第 12 条の 2～第 12 条の 3 (現行どおり)</p>
<p>(E 種優先株式)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 12 条の 4 当銀行の発行する E 種優先株式の内容は次のとおりとする。</p>	
<p>(E 種優先配当金)</p>	
<p>1 当銀行は、第 35 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された E 種優先株式を有する株主 (以下「E 種優先株主」という。) 又は E 種優先株式の登録株式質権者 (以下「E 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E 種優先株式 1 株につき、E 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、E 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、E 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下「E 種優先配当金」という。) の配当を行う。 配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対して第 4 項に定める E 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	
<p>(非累積条項)</p>	
<p>2 ある事業年度において E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が E 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しな</p>	

い。

(非参加条項)

3 E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(E種優先中間配当金)

4 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

5 当銀行は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 E種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(種類株主総会)

7 法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)

8 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(金銭を対価とする取得条項)

9 当銀行は、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日（ただし、平成36年4月1日以降の日に限る）が到来したとき

は、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 当銀行は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額相当額を踏まえてE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

10 当銀行は、平成39年4月1日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないE種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はE種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(譲渡制限)

11 E種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。

(F種優先株式)

第12条の5 当銀行の発行するF種優先株式の内容は次のとおりとする。

第12条の5第1号～第12条の5第11号
(省略)

(優先順位)

第12条の6 B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(自己株式取得)

第12条の7 当銀行はE種優先株式及びF種優

(F種優先株式)

第12条の4 当銀行の発行するF種優先株式の内容は次のとおりとする。

第12条の4第1号～第12条の4第11号
(現行どおり)

(優先順位)

第12条の5 B種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(自己株式取得)

第12条の6 当銀行はF種優先株式における会

先株式会社における会社法第 459 条第 1 項第 1 号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

第 13 条～第 37 条 (省略)

社法第 459 条第 1 項第 1 号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

第 13 条～第 37 条 (現行どおり)